

無効

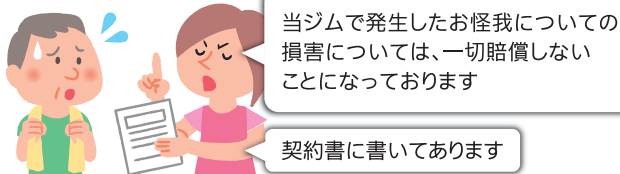
消費者の利益を不当に害する契約条項は、**無効**となります。

事業者は責任を負わないとする条項

損害賠償責任の全部を免除する条項や、事業者の故意又は重過失による場合に損害賠償責任の一部を免除する条項は無効。

例 「当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動により生じた障害については、当社は免責されるものとします」とする条項。

例 「当ジムは、会員の施設利用に際し生じた傷害、盗難等の人的・物的ないかなる事故についても一切責任を負いません」とする条項。



消費者に損害が発生しても、事業者は賠償しないと定められた場合などが問題となります。

平成30年改正で対象を追加

事業者が、責任の有無や限度を自ら決定する条項は無効となります。

例 「当社が過失のあること認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負うものとします」とする条項。

消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする条項

消費者の解除権を放棄させる条項は無効。

例 「販売した商品については、いかなる理由があっても、ご契約後のキャンセル・返品はできません」とする条項。



平成30年改正で対象を追加

事業者が、消費者の解除権の有無を自ら決定する条項は無効となります。

例 「お客様は、当社に過失があると当社が認める場合を除き、注文のキャンセルはできません」とする条項。

成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項

平成30年改正で新設

事業者に対し、消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する条項は、無効となります。

例 アパート等の賃貸借契約における条項
借借人(消費者)が、後見開始の審判を受けたときは、賃貸人(事業者)は直ちに本契約を解除できる。



事業者からサービスを受ける契約をしたが、契約書に「会員が、成年後見開始の審判を受けたときには、事業者は直ちに会員契約を取り消すことができる」という条項があった。このような条項は有効なの？